平成２４年（フ）第４２号
宮城県大崎市古川狐塚字原嶋54番地１
債務者　工藤あや子
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
宮城県大崎市古川狐塚字原嶋54番地１
債務者　工藤　文夫
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５４８６号
東京都中央区明石町13―17―403
債務者　中里　貴彦
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４８７号
東京都品川区南大井３丁目15―８―401
債務者　小芦　隆生
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４８９号
東京都世田谷区深沢１丁目14―25―102
債務者　塙　　毅
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４９８号
埼玉県三郷市早稲田５丁目18―１―Ａ―102
債務者　内野　恵里（旧姓嶋原）
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５４４号
東京都足立区江北３丁目22―14　小島方
債務者　銅口ひとみ
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５４５号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15
債務者　大河内千彰
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５４６号
東京都練馬区上石神井４丁目２―５―106
債務者　柏木　正憲
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５５７号
東京都江東区越中島３丁目５―27―1411
債務者　重田　純史
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５５８号
東京都江東区越中島３丁目５―27―1411
債務者　重田　　久
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５５９号
東京都世田谷区喜多見６丁目16―30―101
債務者　加賀　　学
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５８１号
神奈川県川崎市宮前区野川1223―４―303
債務者　冨田　晴美（旧姓三留）
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５８２号
埼玉県朝霞市幸町２丁目５―11
債務者　石川　宗隆
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５８３号
東京都荒川区西尾久７丁目58―14―403
債務者　稲川　貴則
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５９８号
東京都練馬区大泉町３丁目40―14―205
債務者　磯部　勝治
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部